【部活動と地域展開の関係に関するもの】

質 疑 事 項	回 答
● 今の部活からの引継ぎは、市としてどのように指導されますか?	● 本委託事業は、部活動地域展開の本格実施に向けた実施検証であることから、委託業務として部活動から地域クラブへの引継ぎを行うことは想定していません。しかしながら、本事業の受託団体には、次年度以降、部活動終了後の地域クラブ活動の担い手になっていただくことも期待していることから、例えば部活動の縮小により令和 9 年度よりも早期に部活動から地域クラブに切り替わる場合などについては、子どもたちの混乱を最小限に抑えられるよう、市教育委員会からも可能な範囲で周知・助言を行います。
● 部活動が外部に移行されないところは、継続して部活動がなされる のでしょうか?	● 令和 9 年度の中学校 3 年生が部活動を引退したタイミングで、地域クラブの有無に関わらず、部活動は終了します。

【対象となる子どもに関するもの】

	質 疑 事 項	回答
	▶ 市内在住・在学であれば校区を問わず、部活動への参加は可能	● 可能です。
	か。	
•	● 他市の小中学生の参加も可能か。	● 原則、箕面市内の中学生を対象としていますが、他市町村の小中学生の受入も可能です。

【活動日時に関するもの】

質 疑 事 項	回答
契約期間内の全ての土、日、祝日で開催しなければならないか。例えば土曜日のみの開催でも可能か。	● 本委託事業においては、土曜日または日曜日のいずれか1日の活動(週1回程度の活動)を想定しています。
● 時間は毎週流動的に考えていいのか?	● 活動時間については、参加者の負担を考えるとある程度固定することが望ましいですが、流動的になることを否定するものではありません。
● 毎週土曜日の練習を考えているが、中学校の試合と重なってしまった場合は開催できなくても仕方ないと考えてもらえるのか?	● 例えばグラウンドで活動する地域クラブが雨天を理由に実施できない等、実施できないことについての合理的な理由があれば問題ありません。指導者確保など地域クラブの事情に起 因する理由で活動が実施できない場合などは、概ね月 4 回程度実施できるよう、調整をお願いいたします。
● 活動時間は原則として、土日祝とありますが、『とどろみの森学園の アリーナ』での活動時間は土日祝の何時~何時でしょうか?	● プロポーザル通過後、学校と調整しますので、企画書にご希望の時間帯を入力してください。

【活動拠点校に関するもの】

質 疑 事 項		回 答
校区外での練習(やむを得ない場合の場所の変更等)は可能か	•	原則、活動拠点校での活動を行ってください(委託契約締結時に、委託者と協議の上、活動拠点校を決定します)。ただし、練習試合や遠征、また、効率的な練習を行うため の一時的な活動場所の変更、グラウンド不良などのやむを得ない理由による活動場所の一時的な変更は可能です。
毎週の練習場所として市内で真ん中の五中を利用したいと考えています。五中との交渉はどこがすればいいのか?	•	拠点となる学校施設の調整については、市教育委員会にて行います。
活動場所として、箕面森町以外での活動を考えていない場合は如何でしょうか?	•	とどろみの森学園でのみの活動を想定されていても問題ありません。

【指導者に関するもの】

	質 疑 事 項		回 答
•	ライセンスの取得・講習については箕面市独自のものを受講すれば 問題なく指導できるのか。	•	委託者(市教育委員会)が指定する指導者研修を受講すれば、指導者ライセンス等を取得していなくても指導は可能です。
•	指導者についての講習等は今回関わる予定の複数人全てが受講 する必要があるか。	•	ご認識のとおりです。
•	当団体で実施しているコーチ研修等を受講したスタッフでも指導員 として参加できるか。	•	委託者が指定する指導者研修は必ず受講いただく必要があります。
•	公式のライセンス(ex:陸上競技公認審判員B級、A級、JAAF 公認コーチ、JAAFジュニアコーチ等)が必要か。	•	日本スポーツ協会や各競技協会等が設ける指導者ライセンスを有することが望ましいですが、必須ではありません。
•	学校の中にはバスケットを指導したい先生もいると思います。そういう 先生にもボランティアとして協力を仰ぐことは可能でしょうか?	•	箕面市立小中学校の教員が指導に携わることについて、業務時間外において、無償または交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給の場合、兼職兼業の許可等がなくても指導に携わることが可能です。箕面市立小中学校の教員が、報酬を得て(有償ボランティア含む。以下同じ)指導に携わる場合については、箕面市教育委員会における兼職兼業の許可が必要になりますが、許可基準については現在調整中のため、調整ができ次第改めてお知らせいたします。なお、他市町村の教員が報酬を得て指導に携わる場合は、当該教員の服務監督教育委員会における兼職兼業の許可が必要になります。

【活動する施設や備品・用具に関するもの】

	質 疑 事 項		回答
	グラウンド利用を希望した場合、雨天時・夏場の対応として、学校 の廊下や体育館を使用することは可能か。	•	学校や他の地域クラブとの調整の結果により使用可能な場合があります。なお、この調整については、市教育委員会が行います。
•	ハードル、高跳び、リレーバトンなどの備品も貸出は可能か。	•	大型の備品以外の貸出は、活動拠点校の備品状況も踏まえて判断するため、別途相談となります。
	を上では大きな備品の他、ミニハードル、ジャベリックボール等の用 具があるが、こうした中型備品を学校に置くことは可能か。	•	基本的には、仕様書に記載のとおり、「用具等については基本的には活動の都度持ち込むものとする」こととしています。今後、できる限り学校施設内に地域クラブの備品を配置できるようにしたいと考えていますが、現時点では、学校施設に置く場合は活動拠点校と調整の上決定することになります。

【参加者との連絡に関するもの】

質 疑 事 項	回 答
● SNSの活用は可能とのことであるが、LINEでのグループ作成による	● 可能です。
一斉送信システムも可能か。	

【費用に関するもの】

	質 疑 事 項		回 答
•	体育館等での実施の際、冷暖房機及び電灯の使用料は受益団	•	本委託事業として行う地域クラブ活動については、体育館の利用料及び空調・照明の使用料は市教育委員会が負担します。
	体負担となるのか。またその場合の使用料の確認、支払方法はどの		
	ようになっているか。		

- 今後、指導手当を支給していいタイミングでは集めたお金から捻出 することになるのか、それとも箕面市から別途手当てがでるのか?
- 指導者への報酬等については、本委託事業における委託料及び地域クラブが徴収する会費(参加費)、または各地域クラブが独自に集めた寄附金等を原資としていただくことを 想定しており、本市から別途手当を支給するということはありません。

【保険に関するもの】

	質 疑 事 項		回 答
•	現在当団体は「スポーツ安全保険」に加入し参加者に対する保険	•	本委託事業は、「部活動の外部委託」ではなく、「地域団体等による地域クラブ活動」であるため、貴クラブにおける活動と同様、スポーツ安全保険等の対象となります。また、同種
	対応を行っている。また損害補償に関する保険も加入済みである。		の保険は、年間千円程度と安価に加入できることから、参加者に負担いただくことを想定しています。なお、地域クラブ活動は学校管理下の活動ではないことから「日本スポーツ振
	しかし、現状、「スポーツ安全保険」において部活動はその対象外と		興センター(旧学校安全会)」の保険の対象外となります。
	なっている。万が一の場合、参加者に対して学校安全会を活用す		
	ることは可能か。個別で損害保険等に加入の場合、参加者への負		
	担がかなり増えると予想されるがそれを踏まえて参加者に周知する		
	必要があるのか。		

【団体の告知に関するもの】

質 疑 事 項	回答
● クラブ活動を実施する場合、当該校、また近隣校区外の学校へ募	● 市内中学生及び保護者への周知やチラシの配布については、市教育委員会及び学校にて対応します。ただし、配布するチラシの作成及び印刷については、委託料等を原資とし、
集の告知は箕面市で対応して頂けるのか。	各地域クラブにて対応していただきます。

【プロポーザルの提出書類に関するもの】

	質 疑 事 項		回答
•	提出書類について、添付されている様式についてはWordの形式のまま提出し、定款等についてはPDFでよいか。	•	ワードファイルによる提出は、レイアウト等が崩れる場合があるため、できる限り PDF 化してご提出ください。
•	各項目のアップロードの最大容量に制限はあるのか。	•	添付ファイル 1 つあたりの容量上限は、10MB です。
•	活動拠点となる学校が定まっていない場合、企画書にはどのように 記入すればよいでしょうか。	•	「市内中学校」と記入してください。

【その他】

質 疑 事 項	回答
● 2025年5月現在において、どの中学校に陸上部があるか。	● 令和7年5月時点では、全ての中学校及び小中一貫校に陸上部があります。
● 彩都の丘中学校に陸上部があるか。また、陸上部に所属する中学	● 彩都の丘学園の陸上競技部には、令和7年5月1日時点で、53名の部員が所属しています。
生は何名か。(今回、彩都の丘中学校でのクラブ活動を検討)	